

東海市学校支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 東海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者、地域住民の学校運営に対する理解と参画、協力を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めるために、市内全小学校に学校支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる項目に関する協議、提言及び支援を行う。

- ・ 学校における教育課程の編成に関すること。
- ・ 学校経営計画に関すること。
- ・ 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- ・ 地域社会及び家庭と学校の連携の推進に関すること。
- ・ 学校の自己評価の評価（学校関係者評価）に関すること
- ・ その他学校運営に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は10人以内とし、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員については、設置学校の校長が教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(ボランティアコーディネーター)

第3条の2 協議会にボランティアコーディネーターを置く。

2 ボランティアコーディネーターの人数は原則1人とし、教育委員会が委嘱する。ただし、必要に応じて3人まで増員することができる。

3 ボランティアコーディネーターは地域、学校支援協議会及び学校間の連絡、調整業務に当たるものとする。

4 ボランティアコーディネーターは、設置学校の校長が教育委員会に推

薦することができる。

5 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重してボランティアコーディネーターの選考を行うものとする。

6 ボランティアコーディネーターの辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たなボランティアコーディネーターを委嘱するものとする。

(任期等)

第4条 委員及びボランティアコーディネーター（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 第3条第4項及び第3条の2第6項の規定により新たに委嘱又は任命した委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員等を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・ 協議会の委員等としてふさわしくない非行
- ・ 営利行為、政治行為、宗教活動等に委員等としての地位を利用すること

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(委員等の解職等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員等を解職することができる。

- ・ 本人から辞任の申出があった場合
- ・ 第5条の規定に違反した場合

- ・ その他解職に相当する事由が認められる場合
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。